

青森県報

第三千三百十四号

平成二十二年
十一月十二日
(金曜日)

目 次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三

介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………(同) ……四

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四

警察官用冬帽子外売買契約に係る一般競争入札……………(警察本部) ……五

公安委員会……………(会計課) ……六

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……六

右 同……………(同) ……七
右 同……………(同) ……七

告 示

青森県告示第七百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	平成三・六・三〇
スマイル薬局五所川原二号店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	"
うるしざわ皮膚科	八戸市根城二丁目二九の二七	三・一〇・一六

青森県告示第七百六十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ひかり内科クリニック	八戸市青葉三丁目三一の五	平成三・九・三
みんゆう薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町一一の二	三・九・一
スマイル薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	三・七・一
スマイル薬局五所川原二号店	五所川原市字一ツ谷五〇七の六	"
たむら薬局美保野店	八戸市大字久保字大山七五の三	三・一〇・一
青の森歯科医院	十和田市東十三番町二五の二八の五	"

青森県告示第七百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う場所	指定年月日
株式会社あらた	株式会社あらた	上北郡東北町旭南三丁目二九三の二	訪問介護	訪問介護事業所がたく	平成三・一〇・三
株式会社訪問介護愛	株式会社訪問介護愛	青森市けやき一丁目二五の六一	訪問介護	青森市橋本二丁目一三の五	三・一〇・三五

青森県告示第七百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行おう事業	廃止の届出年月日	廃止年月日
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	福祉用具貸与	十和田市第一病院福祉用具貸与事業	三・一〇・六	三・一〇・六
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	特定福祉用具販売	十和田市第一病院福祉用具貸与事業	"	"
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町字田狭沢四〇の九	短期介護療養所	北部上北広域事務組合立野辺地病院	"	"
株式会社イラスト・メイト	青森市大字平新池上一の九	訪問介護	ヘルパーズリバイション	青森市大字駒込字桐ノ沢一三六の四	"

青森県告示第七百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行おう事業	廃止の届出年月日	廃止年月日
有限会社オフェイス	有限会社オフェイス	十和田市西四番町二の七	福祉用具貸与	有限会社オフェイス	平成三・九・六	平成三・一〇・三
有限会社オフェイス	有限会社オフェイス	十和田市西四番町二の七	特定福祉用具販売	有限会社オフェイス	"	"
有限会社十全会	有限会社十全会	弘前市大字八幡町二丁目八の六	訪問看護	まごころ訪問看護	三・九・三	三・一〇・一

田子町	三戸郡田子町 大字田子字天 神堂平八一	訪問看護	田子健康国民 民健康国民 子健康国民 子健康国民	三戸郡田子町 大字田子字前 田二の一七	"	三・四・一
-----	---------------------------	------	-----------------------------------	---------------------------	---	-------

青森県告示第七百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社訪問介護愛	青森市けやき一丁目二五の六	愛居宅介護支援センター	青森市橋本二丁目一三の五	生命ビル四〇八	平成三・一〇・二五

青森県告示第七百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃止の届出年月日	廃止年月日
県南清掃株式会社	十和田市三本木字野崎四〇の三七〇	居宅介護支援事業所ト	十和田市三本木字野崎四〇の三七〇	平成三・九・七	平成三・一〇・二	

青森県告示第七百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社あらた	上北郡東北町旭南三丁目二九三	訪問介護	訪問介護事業所	青森市大字浅虫字坂本五一の二〇	平成三・一〇・三
株式会社訪問介護愛	青森市けやき一丁目二五の六	訪問介護	株式会社訪問介護愛	青森市橋本二丁目一三の五	三・一〇・二五
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	介護用具貸与	十和田市第一病院福祉事業所	十和田市西四番町二の七	三・一〇・一六
医療法人泰仁会	十和田市東三番町一〇の七〇	特定介護用具販売	十和田市第一病院福祉事業所	十和田市西四番町二の七	"
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町九字田狭四〇	短期介護予防施設	北部上北広域事務組合立野辺地病院	上北郡野辺地町九字鳴沢九の一	"
株式会社イラスト・メイト	青森市大字平新田字池上一一〇九	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市大字駒込字桐ノ沢一三六	"

青森県告示第七百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつ

たので、同法第百十五条の十一第二号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 住所	主たる事務所 所在地又は 住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス事 業所 を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	廃止の届 出年月日	廃止 年月日
有限会社 オフェイス エステ	十和田市西 四番町二の 七	介護予 防用具貸 与	有限会社 オフェイス エステ	有限会社 オフェイス エステ	十和田市西 四番町二の 七	平成 三・九 六	平成 三・一〇 三
有限会社 オフェイス エステ	十和田市西 四番町二の 七	特定防 護用具販 売	有限会社 オフェイス エステ	有限会社 オフェイス エステ	十和田市西 四番町二の 七	"	"
有限会社 十全会	弘前市大 字八幡町 二丁目八 の六	介護予 防訪問 看護	まごころ 訪問看護	まごころ 訪問看護	弘前市大 字若党町 九二	三・九 三	三・一〇 一
田子町	三戸郡田 子町大 字田子 字天 神堂平 八一	介護予 防訪問 看護	田子町国 民健康保 険立所 診療所	田子町国 民健康保 険立所 診療所	三戸郡田 子町大 字田子 字前 田二の 一七	"	三・四 一

青森県告示第七百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次とおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称	所 在 地	許 可 日 月 年
介護老人保健施設の開設者		介護老人保健施設		

津軽保健生活 協同組合	弘前市大字田 町五丁目二の二	津軽医院介護療 養型老人保健施設	青森市浪岡大 字浪岡字浅井二〇	平成 三・一〇 二元
----------------	-------------------	---------------------	--------------------	------------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更日
ホームック長苗代店 八戸市大字長苗代字観音堂七九 の外	ホームックスパーデボ長苗代店 八戸市大字長苗代字観音堂八〇の 二	平成 三・一〇 一四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五 の一 代表取締役社長 小幡尚孝	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 村田隆一	平成 三・六 二元

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ホームック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一
代表取締役社長 柴田憲次

四 届出年月日

平成二十二年十月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十一月十二日から平成二十三年三月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年三月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

警察官用冬帽子外売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

1 警察官用冬帽子外 総数 一二、四一〇点

2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による

3 納入期限 平成二十三年二月二十五日

4 納入場所 青森県警察本部及び県内十八警察署

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一(内線二二四四)

2 入札書の提出期限

平成二十二年十二月二十四日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階第二会議室

平成二十二年十二月二十四日 午前十一時

四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

五 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合において、その全部又は一部の納付を免除することとする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年九月八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七

六 契約金額

六百七十四万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年七月三十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

- 一 物品等の名称及び数量
青森県警察放置駐車違反管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目一五の二一
- 六 契約金額
百一十一万九千八百二十五円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十二年八月二十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 物品等の名称及び数量

危機管理システム構築機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年十月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社

大阪府大阪市北区中之島三丁目二の一八

六 契約金額

百六十六万三千二百八十四円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年九月八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭